

大農第1998号

令和7年1月17日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

大津町長 金田 英樹

(公 印 省 略)

市町村名 (市町村コード)	大津町 (43403)
地域名 (地域内農業集落名)	真木・古城地区 (真木、古城)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年9月18・26日 (2回)

注1：「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載。

注2：「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

【地域の基礎的データ】

矢護川沿いには、帯状に水田地帯が広がっており、その水田においては、大部分が地域営農法人により維持されている。水田において耕作放棄地が増えつつあるが、現在、地区内の矢護川沿線で農地整備事業（矢護川地区）が採択されており、耕作条件の改善とともに、その事業区域内の農地は担い手への集積が進むことが見込まれる。

一方、水田地帯の南側の台地上に広がる畑作地帯では、鳥獣被害や農業者の高齢化、担い手不足等に伴い、耕作放棄地が増加しており、今後も耕作放棄地の増大が懸念される。令和6年に実施したアンケート結果では、60歳代以上が87%を占め、後継者がいない農業経営体は45%にのぼる。

このような中、本地区の農用地を保全・維持していくためには、事業計画区域外の水田・畑作地帯においても、作業の効率化を目指し、ほ場や老朽化した水路、農道の再整備等の検討が求められる。また、地域営農法人とともに、営農意欲のある担い手への農地の集積・集約化を推進する必要がある。さらに、農福連携や他地区からの入り作も含む多様な就農者を確保・育成していくことが大きな課題である。

また、市場ニーズの高い農作物の生産や本地区で穫れる食用米のブランド化を推進するなど、需要に応じた食用米以外の農作物の生産等についても、検討を行っていく必要がある。

主な作物：米、麦、大豆、ネギ、ホウレンソウ、サトイモ、ハクサイ、ダイコン、ジャガイモ、カンショ、植木、畜産

(2) 地域における農業の将来の在り方

水田においては、営農意欲のある担い手や地域営農法人を中心として農地の集積・集約を推進し、食用米、飼料米、麦、大豆等の生産に取り組む。

畑においては、地区外も含めた多様な担い手を確保・育成しつつ、栽培する作物に合わせた農地の集積・集約を加速化させ、カンショやニンジン、栗などの収益性の高い作物の作付にも地域で取り組み、作物のブランド化を図る。また、耕畜連携を図り家畜の排泄物の農地還元を推進する。

また、事業区域外の老朽化した農業用水路や、大型機械が通れない農道等を再整備するなど、農地が利用しやすくなるよう条件を整える検討を行う。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	155 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	153 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積) 【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

耕作放棄地を除く農地とする。

耕作条件が悪い一部の農地では荒廃化が進行しており、営農の継続が難しい状況もあるため、保全・管理を行う区域とするか、今後も協議を行っていく。

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

後継者のいない農地等については、農地中間管理機構の活用を図りつつ、水田については、地区内の経営拡大を希望する担い手や地域営農法人を中心に農地の集積・集約化を推進する。また、畑については、地区内の経営拡大を希望する担い手への集積・集約化を推進する。ただし、耕作条件の悪い農地や老朽化した施設については、補助事業の導入も含めた再整備の必要性について、営農意欲のある担い手や地域営農法人を含む関係者で検討していく。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

農業委員と農地利用最適化推進委員が連携して農地利用の最適化を検討し、出し手と受け手のマッチングを図る。また、農地中間管理機構が担い手の経営意向を踏まえて段階的に集積・集約化を進める。

(3) 基盤整備事業への取組方針

ほ場整備の事業計画区域外の水田地帯においては、ほ場の大区画化、団地化等について議論を進め、土地改良事業の導入を含めて整備を検討する。また、老朽化している用水路については、必要に応じて漏水防止等の応急工事や弁栓類の交換、施設の更新といった対応を管轄土地改良区等と協議する。

継続的な営農が見込まれている畑地においては、関係者と慎重に議論を進めつつ、農道の整備等により農作業の効率化を図る。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

町や農業委員会、県、JA、地元農業経営者等が連携し、地域内外問わず、会社勤め後の退職者をはじめ、農業大学卒業生、Uターン就農希望者など、多様な就農者を募集するとともに、新規就農者等の新たな担い手に対して、農地のあっせんや栽培技術の支援等の取り組みを行う。また、様々な媒体を活用しながら大津町の農業や就農に関するPRを行う。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業体等への農作業委託の取組

地域営農法人を中心とした地域の担い手への委託により、農作業の合理化を図り、耕作放棄地の発生防止に努める。

以下任意記載事項

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☒ ⑧農業用施設	☐ ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

①大津町鳥獣被害防止計画に基づき、イノシシ等の被害に対して適切な防止対策を講じる。

③農作業の省力化を図るため、ほ場の大区画化と併せたスマート農業の導入について、地区内で協議を進める。

⑦多面的機能支払交付金により、農道沿いの草木管理や排水路の泥上げといった活動を行う組織を支援し、農地の荒廃を防ぐ。

⑧老朽化した用水路の改修をはじめ、農業用施設の再整備について、関係機関と協議を進める。